

## 木更津市の青少年健全育成に関する総合的な計画の策定について

平成 27 年 10 月 15 日

教育委員会教育部生涯学習課

## 1 これまでの青少年育成計画

## ・ 木更津市青少年育成プラン

第 1 次：平成 17～19 年度

第 2 次：平成 20～22 年度

## 重点目標

- ① 青少年の体験・交流活動の充実 ～人と人とのつながりへの取り組み～
- ② 家庭の教育力の向上 ～子育て支援事業の充実～
- ③ 青少年が育つ地域づくり ～地域の教育力を高める～
- ④ 青少年にとって安心安全なまちづくり ～地域の安全性を高める～

## 2 現在の青少年健全育成施策

## ・ 木更津市教育振興基本計画（平成 27 年 3 月）計画期間：平成 27～30 年度

## 【施策Ⅲ 青少年の健全育成】

- ① 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上
  - ア) 青少年育成の総合的計画の策定
  - イ) 青少年育成支援施策の総合的な推進
  - ウ) 地域の教育力の向上
  - エ) 地域の青少年健全育成活動の支援
- ② 青少年育成事業の推進
  - ア) 青少年育成事業の実施
  - イ) 少年自然の家キャンプ場の利用促進
  - ウ) ボランティアの活用と活性化
- ③ 青少年を取り巻く環境浄化と非行防止
  - ア) 社会教育指導員等専門家による相談活動の実施
  - イ) 青少年への愛の一声運動による非行防止活動
  - ウ) 青少年非行防止啓発活動の実施
  - エ) 有害環境浄化活動の推進
  - オ) 連携・ネットワークによる青少年指導関係事業の実施

### 3 国・県の動向

#### (1) 国の動向

##### ① 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行）

###### 【背景】

- ・ 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ・ ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- ・ 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

###### 【趣旨・目的】

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
  - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
  - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

###### 第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

##### ② 子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）（平成22年7月23日決定）

###### 【位置づけ】

- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「大綱」
- ・ 施策に関する基本的な方針等について定めるもの

###### 【施策の基本的方向】

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
- 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

※ 大綱は、5年を目途に見直すものとされており、昨年度、大綱に基づく施策の実施状況について有識者の総点検を経て、今年度に新たな大綱策定を予定している。

## (2) 千葉県の動向

### ① これまでの経緯

平成20年1月 「千葉県青少年健全育成計画」(平成19～23年度) 策定

平成24年1月 「千葉県子ども・若者支援協議会」設置

平成24年3月 「千葉県青少年総合プラン(第1次プラン)」(平成24～26年度) 策定

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく都道府県子ども・若者計画として策定

平成24年7月 「千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)」開設

平成27年3月 「第2次千葉県青少年総合プラン」(平成27～29年度) 策定

### ② 第2次千葉県青少年総合プラン(平成27年3月策定)

- ・ これまでの取組や、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの急増、いじめ、児童虐待、若年層の自殺、危険ドラッグ、子どもの貧困など、子ども・若者を取り巻く環境はなお厳しい状況であることを踏まえ、多様化・複雑化する子ども・若者問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりを実現するために策定
- ・ 千葉県の青少年健全育成施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画

#### 【計画推進の3つの柱】

1の柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

2の柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

3の柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

※ 基本目標、基本方策等の詳細は、別冊資料「第2次千葉県青少年総合プラン」を参照

#### 【推進体制】

- ・ 千葉県

知事部局の関係部課や教育委員会・警察本部の関係課から構成される「千葉県青少年総合対策本部」(本部長:千葉県知事)が相互に連携

- ・ 千葉県青少年問題協議会

委員それぞれの専門的見地から幅広く意見や助言をいただき、プランへ反映する

- ・ 市町村、千葉県青少年協会、民間関係機関との連携・協力

#### 4 木更津市の青少年健全育成に関する総合的な計画の策定について

##### (1) 木更津市教育振興基本計画における位置付け

基本目標を実現するための施策の展開 「子どもを育む環境づくり」

##### <Ⅲ> 青少年の健全育成

##### ① 青少年育成推進体制の充実と地域の教育力の向上

##### ア) 青少年育成の総合的な計画の策定（生涯学習課）

- i. 青少年の健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備するため、子ども・若者育成支援推進法に基づく国・県の施策等を踏まえ、本市の青少年健全育成の方向性を示す総合的な計画を策定します。

##### (2) 今後の予定

今後、国・県、他市区町村からの情報収集を進め、できるだけ早期に計画の基本的な方向性を決定したい。

その後、青少年問題協議会を始めとする関係機関や関係部課との協議、市民からの意見聴取等を実施したうえで、平成31年3月までの策定を目指したいと考えている。

##### (3) 策定に向けての課題等

- ① 本市の青少年健全育成の方向性を示す計画の早期策定が必要な状況である。
- ② 策定する計画を「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者育成支援推進大綱」、「第2次千葉県青少年総合プラン」を踏まえたものとする場合、教育委員会所管の青少年健全育成施策だけでなく、子どもの貧困問題への対応や困難を抱える子ども・若者の支援、若者の就労支援、子ども・若者の被害防止・保護などといった市長部局所管の施策が多くなっていることから、関係部課との連携強化はもちろん、組織体制・推進体制の見直し・再構築が必要となるものと思われる。
- ③ 計画の策定及び進行管理等について、青少年問題協議会から意見・助言をいただくこととなるが、計画の範囲が上記②のとおり様々な施策に広がることとなった場合、青少年問題協議会委員構成の見直しを検討する必要がある。